

社団法人全国少年警察ボランティア協会
平成 22 年度第 2 回理事会議事録

- 1 開催日時 平成 23 年 1 月 17 日 (月) 午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで
- 2 開催場所 東京都千代田区隼町 1 番 1 号
グランドアーク半蔵門 6 階 和 (なごみ) の間
- 3 理事現在数及び定足数
現在数 14 名 定足数 7 名
- 4 出席理事等氏名
理事
本人出席 山田晋作 加藤浩志 春木達雄 福村 勉 須藤哲夫 野々山密雄
多田雄一 横山隆也 持地俊勝 野口京子 梶谷健二 水田龍二
計 12 名
委任状提出 北村日照 牧野カツコ
監事 横山裕行
来賓 警察庁生活安全局少年課長 早川 治 同課課長補佐 新家勝昭
同課係長 西嶋俊哉
- 5 議事
審査事項 賛助会員の入会について
議決事項
第 1 号議案 理事の選任について
第 2 号議案 定款の一部改正について
第 3 号議案 役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関する規程の一部
改正について
第 4 号議案 公益社団法人への移行認定の申請について
- 6 決議の経過及びその結果
(1) 開会、定足数報告及び挨拶
午前 11 時 30 分に開会を宣言。
勝俣事務局長から、現任理事 14 名中 14 名の出席 (うち 1 名委任状提出) があ
り、定足数を充足している旨報告があった。
ついで、山田理事長及び来賓の早川警察庁少年課長から挨拶があった。
(2) 議長就任、会議成立の確認及び議事録署名人の選出
議長に、定款第 24 条第 2 項の規定に基づき、山田理事長が就任した。
議長が、定足数を充足しており会議は成立する旨を宣言し、続いて議事に先立
て、議事録署名人の選出について諮り、須藤哲夫理事及び野々山密雄理事の 2 名
を選出した。

(3) 議事

審査事項 「賛助会員の入会について」

事務局から勝俣事務局長が、飯田一夫及び飯田和美の2氏から、賛助会員として
の入会申し込みがあるが、当協会への入会は、理事会の承認事項となっている旨説
明して審査を求めた。

議長が当案件について諮ったところ、質疑等もなく全員一致で入会を承認した。

議決事項

総会に付議すべき事項について

第1号議案 「理事の選任について」

事務局から、勝俣事務局長が、遠山敦子氏を、公益社団法人への移行認定と設
立登記を停止条件として会長に選定することを含んで理事に選任することを総会
に付議したい旨を説明して審議を求めた。議長が当案件について諮ったところ、
質疑等もなく全員一致で臨時総会に付議することを決議した。

第2号議案 「定款の一部改正について」

事務局から、勝俣事務局長が、当協会は公益法人への移行認定の申請に向けて
準備を進めているが、認定申請書には法令の規定に適合する定款を添付するこ
とが要件とされている。このため、当協会として、定款を法令の規定に適合したも
のとするようその一部を改正することとし、既に本年度第1回の理事会及び総会
で、事務局で作成した改正素案（新旧対照）を配布し、趣旨、概要を説明し、閲
覧方お願いしたところであるが、この改正素案に一部修正を加えたものを改正案
として総会に提案して承認を受けたい。改正案及びその一部修正説明
については、理事会招集通知にも同封し送付したところである旨を述べ、あらた
めて改正案について説明し、同案の総会上提について理事会の決議を求めた。あ
わせて、移行認定審査段階で、審査機関により内容について修正を求められるこ
ともあり得るが、修正の必要が生じた場合は、対応を理事長に一任されるよう求
めた。

議長が当案件について諮ったところ、質疑もなく全員一致で原案のとおり臨時
総会に付議することを決議した。

第3号議案 「役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関する規程の一部改正に ついて」

事務局から、勝俣事務局長が、公益法人への移行認定の申請に際しては、理事
等に対する報酬の支給の基準を法令の規定に適合するよう定め、その支給の基準
を記載した書面を申請書に添付することが要件とされている。このため、当協会
として、法令の規定に適合するよう、「役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関す
る規程」の一部を改正することについて、総会に提案して承認を受けたい。改正案
については、理事会招集通知にも同封し送付したところであり、ま

た、第 2 号議案と同様、修正の必要が生じた場合の理事長への対応一任について承認を受けたい旨を述べ、改正案の総会上提について理事会の決議を求めた

議長が当案件について諮ったところ、質疑もなく満場一致で原案のとおり臨時総会に付議することを決議した。

第 4 号議案 「公益社団法人への移行認定の申請について」

事務局から、勝俣事務局長が、移行認定申請を行うことについて総会の承認を求めることについて理事会の決議を求めた。

議長が当案件について諮ったところ、質疑もなく全員一致で原案のとおり臨時総会に付議することを決議した。

(4) 閉会宣言

予定の案件の審議を終了し、議長は、午後 0 時 30 分理事会閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人が署名し押印する。

平成 23 年 1 月 17 日

議 長 山田 晋作

議事録署名人 須藤 哲夫

議事録署名人 野々山密雄